

## 模倣品トラブルに注意！

令和4年10月から水際取締りが強化されました。



海外の事業者からインターネット通販で購入し、郵送により国内に送付された商品が模倣品で、それが税関において発見された場合は、没収され、消費者の手元には届きません。

インターネットでの模倣品の購入トラブルが発見されています。詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトをよく確認しましょう。

### 模倣品取締り強化でどう変わる？

令和4年9月30日まで

もし「模倣品」であっても個人使用目的なら受取可能



令和4年10月1日から

「模倣品」であれば個人使用目的でも受け取れない

商品を注文する前にもう一度サイトに不審な点がないか、事業者のトラブル情報がないかなどを確認してから購入するようにしましょう。

少しでも疑問や不安を感じたら、智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。毎週月、水曜日、午前9時～午後4時まで、総合センターで消費生活相談を行っています。また、電話での相談も受け付けています。相談室は個室で、秘密は必ず守られますので安心して利用ください。

### 【問合せ先】

消費生活相談ダイヤル ☎ 7 1 - 0 0 5 9

## おしらせ

### 県管理の道路・河川等の環境美化活動を行う団体を募集しています

鳥取県では、県管理の道路、河川等の環境美化や維持管理を行う団体を募集し、活動を支援しています。現在、本町では13団体が活動し、地域の環境保全や活性化に寄与しています。

活動団体は随時募集しており、対象となる活動内容に合わせた支援を行います。なお、事前に団体登録が必要ですので、問合せください。

#### 【対象となる施設】

県が管理する道路、河川、公園

#### 【対象となる活動】

道路や河川の清掃、除草又は植栽管理  
公園の整地、清掃、除草又は植栽管理  
高木の防除 ・ 歩道の除雪

#### 【支援の内容】

##### ・ 参画型ボランティア促進事業

自主的な環境美化活動を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う。

##### ・ 協働型ボランティア促進事業

県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、一定区間の環境美化及び維持管理を行う団体の活動を支援する。

##### ・ スーパーボランティア支援事業

公園、河川敷等を活用した地域づくりや賑わい創出の活動と併せて、適切な維持管理を継続して行う団体の活動を、県と市町村が連携して支援する。

◎詳しい内容は、下記の問合せ先に確認ください。

#### 【問合せ先】

鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

☎ 0 8 5 8 - 7 2 - 3 8 6 2